

○石川光次郎委員長 続いて、社民フォーラム県議団の質疑を行います。

なお、質疑時間は答弁を含めて五分です。熊谷義彦委員。

○熊谷義彦委員 社会福祉課の物価高騰対策支援事業である生活困窮世帯支援費については、当初は、非課税世帯に限るということでしたが、家計急変世帯を含むということで見解が前進したと私は理解をして、それはよかったと思っております。ただ、市町村の事業で、既にこの事業が行われているわけでありますが、市町村の事業と、この県の対応が異なる点もあると思うのですが、いかがでしょうか。

○村井嘉浩知事 県では、家計急変世帯も対象としておりますけれども、非課税世帯に対象を限定している市町村も確かにございます。国の経済対策で各種の支援策もある中で、それぞれの市町村の実情に沿って判断されるものでございますので、御理解いただきたいと思えます。

○熊谷義彦委員 確かに市町村によって、その判断基準が異なるということは、それぞれの自治体の権限ですから、やむを得ないとは思いますが。ただし、家計急変世帯の基準というのは、住民税均等割世帯の基準を使うと理解しており、そうすると、均等割世帯も当然含まれてくるというふうには私は理解をするんですが、そのように部長も理解されますか、市町村にもそのように指導することになります。

○伊藤哲也保健福祉部長 県の市町村に対する間接補助の対象としましては、委員もおっしゃった家計急変世帯を対象にしますが、これは、あくまで均等割と所得割の両方が非課税の場合と考えております。

○熊谷義彦委員 家計急変世帯の基準は、住民税均等割だけの世帯を基準にしているわけですから、住民税均等割だけの世帯も支援の対象にすべきではないのですか。なぜ、できないのですか、論理的におかしいのではないのですか。

○伊藤哲也保健福祉部長 どのような補助制度にするかというのは、各市町村の考え方だと思いますけれども、県の補助金としては、昨年度やりましたように、非課税世帯も対象にしたのと同じような考え方で家計急変世帯も捉えておりまして、均等割と所得割の両方が非課税になる場合と考えております。

○熊谷義彦委員 何回も言いますが、家計急変世帯の基準は、均等割世帯を基準にしているんです。であるならば、逆に言えば、考え方として均等割世帯も入るでしょうと、

それを今回適用するかどうかは別ですが、考え方としては、そうなるんじゃないですか。

○伊藤哲也保健福祉部長 繰り返しになるかもしれませんが、市町村では、非課税世帯と違って家計急変世帯は、申請をいただいて判断することになりますので、その段階で、所得割のほうが免除されて、均等割だけ課税になる方についても対象にすることは、もちろんあり得ると思っております。県の補助の仕組みとしては、家計急変世帯も非課税世帯と同じように、均等割だけの課税については、対象にしないという考え方で運用したいと思います。

○熊谷義彦委員 知事も同じ考えですか、おかしいと思いませんか、分からなければいいですが、市町村は、非課税世帯や均等割世帯については把握していますが、家計急変世帯は把握してないと思います。その場合は、どのような手続を取らせますか。

○伊藤哲也保健福祉部長 市町村でも分かりませんので、制度を周知した上で、個別に申請をいただいて判断することになると思います。

○熊谷義彦委員 その申請を急いでできるようにお願いいたします。

この物価高騰対策支援事業なんですが、結果的には市町村事業で既に行ったところに対して、県として支援をするという仕組みなんです。知事、今回は賛成するけれども、市町村が既にやっていることに對する後追い支援は、やめたほうがいいですよ。もったいない知恵を保健福祉部で出さなきゃ駄目ですよ、いかがですか。

○村井嘉浩知事 今後、よく検討いたします。